

商品開発・EC 販路開拓スキルアップ事業業務企画提案競技実施要領

1 目的

商品開発・EC 販路開拓スキルアップ事業業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

商品開発・EC 販路開拓スキルアップ事業業務

3 業務の内容

別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間

委託契締結日から令和 7 年 2 月 1 5 日まで

5 委託料上限額

1, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

6 委託業者選定方法

企画書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする

7 企画提案競技の方法

(1) 提出書類

① 企画提案書

A 4 版の任意様式とし、別添の仕様書及び審査基準表に従って作成すること。
なお、提案は 1 社 1 案とする。

② 見積書（任意様式）

（留意点）

- ◆見積書には、業務内容に沿った経費明細が記入してあること。
- ◆見積書の宛名は「公益財団法人宮崎県産業振興機構 理事長 丸山裕太郎」宛で御提出ください。
- ◆見積書には企業の代表者名まで記入してください。また、担当者の欄を設け、氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）を記入してください。

③ 企画提案競技参加団体の概要

下記の内容を記載し、A 4 版にまとめること。

- ・参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
- ・担当者（職氏名、連絡先（電話、F A X、電子メール））

④ 過去 2 か年度（令和 4 年、5 年）における類似業務の履行実績

(2) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず令和6年10月1日（火）までに通知する。

(4) 契約の方法

- ① 受託候補者と機構は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(5) 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定を準用する。

8 著作権

- (1) 委託業務の実施に伴い生じた著作権は次に掲げる要件をすべて承諾することを条件に提案者に帰属するものとする。
 - ① 機構が要請する場合、提案者は機構に対し、著作物を無償で使用することを許諾すること。
 - ② 提案者が著作物を正当な理由なく活用していない場合において、提案者は、機構が指定する者に対し、当該著作物を無償で使用することを許諾すること。
 - ③ 提案者が著作物を使用する事業を実施しなくなった場合において、提案者は、機構の指定する者に当該著作物に係る著作権を無償で譲渡すること。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。

10 お問合せ先及び書類送付先

公益財団法人宮崎県産業振興機構 フードビジネス推進課

みやざきフードビジネス相談ステーション （担当：藤崎）

〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館（KITEN）3階

TEL：0985-89-4452

FAX：0985-89-4468

E-mail：food@mepo.or.jp